

中華民國（台湾省）の国民学校体育教育について

渡 辺 広 治

第二次大戦以後、中国におこった国民党と、共産党の争いによって、二つの中国が生れた。そして一九四九年（民国三十八年、昭和二十四年）に、国民政府は台湾省に移転し、以後本土において共産党に敗れた原因を追求しつつ、中華民国の政治、経済、文化、教育のすべての国力が本土復帰を目標に、官民一体の徹底した体制がとられている。この本土復帰は、中華民国最大の国家目的であって、いたるところで、「本土復帰」「打倒共産主義」と、大々に書かれた文字をみることが出来、あたかも、第二次大戦中の日本における、「打倒米英」、「八紘一宇」の合言葉を想いおこすものがある。特に教育機関の国民学校、下級、上級中学、大学に至るまで、この言葉は校舎の壁、校庭の塀のあらゆるところに書かれて、児童、生徒、学生に教え込んでいる感がする。

このような中であって、中華民国国民学校教育の四大目標「徳、智、体、群」の中の体育教育は、重大な責任を負わされている。Ⅱ民族盛衰、国家強弱、關係在国民健康的良窳、唯有体育發達、国民健康、始能有富強的国家Ⅱ即ち、民族の盛衰も、国家の強弱も、国民の健康の良し悪しに關係し、体育の發達と、国民の健康があつて、はじめて

富強な国家が存在出来るのであるとし、体育教育の目標を強固な身体育成にしている。勿論、台湾移転直後の中華民国にあっては、混乱した中にあって、全体的な体育行政は殆んどみられなかったが、一九五四年（民国四十三年、昭和二十九年）発行の、蔣介石總統著書、「民生主義育樂兩篇補述」によって、体育行政は確立され、教育部（日本の文部省にあたる）の国民体育委員会が、活発に活動をはじめ、中央及び地方にいたるまで、体育教育の大方針が徹底するようになった。特に一九五三年（民国四十二年）より開催されていた、中華民國陸、海、空軍の国軍運動会は盛んになり、これによって作られる施設も拡充され、民間にも使用されるようになった。更に一九五五年（民国四十四年）に設けられた、国防部総政部第八組というのは、体育を専門に扱うところであり、軍事体育の最高機関となっている。

このような政府の体育に対する関心は、軍隊の体育に限らず、国民学校の体育教育にまで反映し、民国五十三年八月には「国民学校体育实施方案」として公布されるにいたっている。この方案の中の目標を掲げると、

第一 目 標

壹 培養兒童強健的体魄

一、促進身体各部機体的均衡生長与發展

二、促進身体各系統功能的正常發展

三、培養健美的體態

四、培養積極、樂觀、進取等態度

五、培養勇敢、冒險、堅忍、奮斗等精神

貳 指導兒童運用身体的基本方法与能力

- 一、指導各種遊戲運動的方法与能力
- 二、培養判断与控制身体的能力
- 三、培養隨機应变的能力
- 四、增進生產勞動等生活能力

參 充實兒童健康生活

- 一、培養野外生活的与趣与能力
- 二、激發遊戲運動的与趣
- 三、培養遊戲運動的技能、充實休閒生活

肆 指導兒童保健的知識与習慣

- 一、指導保護身心健康的方法
- 二、培養重視清潔衛生的態度与習慣
- 三、增進矯正身体欠点的知識与能力
- 四、增進安全急救的知識与能力

伍 建立兒童团体生活的基礎

一、培養自治、自制、互助、合作、樂群等精神

二、培養同情、反愛、礼讓、尊敬他人等美德

三、培養公正、守法、誠實、守時、負責等習性

四、培養正当社交的態度与能力

五、培養組織与領導的能力、以及服從的精神

となつてゐる。この目標に対する実施綱要は、

一、各学校は、合理的行政組織をもち、定められた計画に従つて、切實に推行すべし。

二、体育の予算は、学校の總予算の中に組み入れ、これを經濟的に使用すると同時に、最大の効果を挙げよ。

三、体育の設備は、標準（基準）に合せてこれを設け、基準に達しない時は、直ちに主管の機関に許可を申請して、分期してもこれを設備し、体育教育の需要に適合すべし。

となかなか敲しい指示が出されている。又実施方法としては、

(一) 毎週体育時間、応切実遵照課程標準出規定実施、不得減少、並宜尽量利用空間時間、作各種体育活動。

即ち、毎週の体育の時間は、教育課程の標準の規定に合せて実施し、減らすことは出来ない。同時に出来るだけ空時間を利用して、各種の体育活動を実施させよ。

(二) 早操或課間操、毎日挙行一次。

始業前の体操や業間体操は、毎日一回行うべし。

(三) 応積極提倡運動比賽及体育表演、藉以増進兒童運動出興趣、激勵其技能出進歩、並培養優良之運動精神。

即ち、進んで試合や発表会をとりあげ、兒童の運動に対する興味を増進させ、技能の進歩を奨励し、同時に優れた

運動精神を養うべし、又、「健康検査応定期举行」―定期的に健康診断を行うべし。―「応將兒童的体育成績随同其他学業成績報告家長」―兒童の体育の成績を他の学業成績と同時に保護者に報告せよ。等実施にあたっての指示も厳しいものをうかがうことが出来る。

然しながら、各国民学校にあって、この実施については極めて困難な問題を数多くもっており、ある先生は「現場を無視する政府は無責任だ」と悪評している。その理由は後述することにして、最近の教員間の問題点は、児童生徒に対する、精神面の指導にあるらしい。民国五十三年三月十三日、台南市成功国民学校で行われた「台南市国民学校体育科教学觀摩会」の席に同席した時の資料から、此の問題を取りあげてみると、

先ず第一に、「健全的精神、寓於健康的身体、可見精神与身体的關係是密切不離的。」の考え方である。即ち、健全なる精神は、健全なる身体に宿る。精神と肉体の關係は、密接不可分のものである。として、「西洋的自由發展的新教育」に対して一部批判的態度をとっている。勿論大方の意見は、人格發展の角度から、これは成功していると述べているが、別の角度から見ると「則大有顯此失彼之弊」―そこに大きな弊害があるとしていることである。即ちその理由は、「兒童遠足以車代步、只要坐上車、就不必一滴汗、不必勞働一步、輕鬆愉快地到達目的地、要水、要麵包、應有尽有、我們從何去弄其身體鍛練、又從何去弄其物質与意志的克制精神呢？」―兒童の遠足は歩かずに車で行われ、ただ車に乗りさえすれば、一滴の汗も流すことなく、一步の勞働の必要もなく、簡単に目的地に到達出来るのである。水が必要であれば、又パンが必要であれば、必要なものはすべてである。このようなことで、われわれはどこに身体の鍛練を求め、どこに健康な身体と、意志の不屈の精神を求められるであろうか。―と嘆いているのが現状である。更に「体罰被取消、上課時又是幻灯呀！ 電影呀！ 老是在遊戲化活動中過其安逸的、享樂的、毫無抗力感的曖昧生活」―体罰は取消され、授業中は、やれ幻灯だの、やれ映画だのと、たえず遊戲化した活動の中で、安逸、享樂的

な、全く無気力曖昧な生活を過している。と指摘し、「健全なる精神は勿論のこと、健康な身体は到底期待し得ない状態である。」と力説している。そして終りに、「這一帶有危険性的紅灯已照到整個兒童教育範疇、我們應該及早設法、予以補救、在體育教育中、時々与意志鍛練配合實施、以求身體強健、精神健全的完整人格。」すでに危険の赤信号は、兒童の教育の中に点じられており、吾々は出来るだけ早い時期に方法を設けて、體育教育の中に意志の鍛練を取り入れ、強健な身体と、健全な精神をもつ人格を完成するように実施し、あらかじめ補救しなければならないとしている。

第二には、一般の父母は吾が子に対して、立派な人間になって欲しいと思いつつも、實際の気持の中では、子供が病気をしないで健康に暮して行くことであり、健康であれば多少遅鈍や白痴であっても仕方がない。病床に伏しているより「まし」であろう。という考え方もたれていること。そして学校體育に求める親心は、生理的な健康だけでなく、軟弱な心、便利主義を排して、昔（戦前、戦中）の日本人の持っていた「ヤマト魂」のような、強い精神力を欲しているのだと強調している。

第三には、特に教育部の示した體育の目標に対して「因此為了顧及體育教育的全貌、我們不可偏重體育技術或生理鍛練、對於意志的鍛練、我們尤應同時重視、徹底實施、方可收到體育教育的実効。」このように體育教育の全体を顧みると、我々は體育の技術や、生理的な鍛練ばかりに偏重しては不可ない。我々は同時に意志の鍛練を重視し、これを徹底的に実施し、體育教育の實の効果を収めるべきである。〓と述べている。以上の三点は研究会で問題になった一部分であるが、これをも、如何に精神的面の教育（意志鍛練）を重大に考えているかがうかがえるのである。そして具体的には、学業成績簿の他に特別に體育の記録表をつくり、その中に「運動精神記録表」として記載されている。（表一）

- (一) 児童生徒の急激な増加と、教員の不足
- (二) 校舎、校地の不足
- (三) 経費の不足

此の運動精神記録表は、斯密諾氏の心理学をもとに作られたもので、特に、(イ)目的志向性の涵養、(ロ)自主性の確立、(ハ)決断性の養成、(ニ)不屈性の養成、(ホ)規律性の養成の五つが大きな目標になっている。

以上のように、中華民國の国民学校教育の体育は、積極的な意欲を示しているものの、実施にあたっては多くの困難が伴っている。その問題点を紹介すれば、

項 目		姓名 (評)
運 動 道 徳	1 服 従 裁 判	
	2 遵 守 団 体 秩 序	
	3 遵 守 規 則	
	4 尊 重 他 人 的 權 利	
	5 遵 守 諾 言 (約 束)	
	6 謙 讓 有 礼	
	7 公 平 信 實	
	8 同 情 友 善	
	9 互 助 合 作 (協 力)	
	10 愛 護 公 物	
学 習 精 神 与 興 趣	1 熱 情 愉 快	
	2 自 動 自 発	
	3 有 恒 心 (安 定)	
	4 奮 發 進 取	
	5 勇 敢 冒 險	
	6 富 有 創 造 力	
	7 守 時 間	
	8 負 責 任	
	9 勇 於 認 錯 和 改 過	
	10 服 務 努 力	
合 計		

表 1 運動精神記録表

- (四) 施設、設備の不備
- (五) 学校と家庭の環境等があげられる。

(一) 児童、生徒の急激な増加と、教員不足

一九四九年（民国三十八年）国民政府が台湾に移転した際に、蔣介石總統に伴って中国本土から多数の人間が移転し、以来台湾の人口は急激に増加した。かつて日本の新聞でも紹介されたように、台北市電山区老松国民学校は、世界一の児童生徒数を有する学校である。（表Ⅱ）

又、普通と言われる台南市成功国民学校においても次のようである。（表Ⅲ）

表Ⅱ 老松国民学校 学級数・児童数・教員数

年度	項	学級数	児童数	教職員
35		35	2,084	45
36		39	2,433	48
41		67	3,867	102
42		68	4,021	113
47		109	6,623	160
48		118	7,532	172
49		128	8,798	188
50		142	9,271	198
51		147	9,702	206
52		154	9,892	213
53		156	10,320	227

表Ⅲ 成功国民学校 学級数・児童数・教員数

		学級数	児童数	教職員
低年級	一年	14	956	(教員112名) (職員11名)
	二年	15	1,004	
中年級	三年	15	999	
	四年	16	1,098	
高年級	五年	16	1,057	
	六年	16	1,120	
合計		92	6,234	123

民国53年度

此のような児童、生徒の数は、日本の大学なみの数字であり、日本の小学校、中学校の到底及ぶところではない。これに対し、教員数は極端に不足し、老松国民学校で、専任者でクラス担任が出来る数字は、二二七名中、一四五名であつて、一クラス、教員一名、児童数七十二名、成功国民学校でも平均六十八名となつて、日本の四十名に比較すると、教員の受ける負担は極めて大きいといわねばならない。老松国民学校の先生は「何も出来ません、只怪我をさせない注意だけです。怪我をさせると薬代が高いもので。」と淋しげであつた。

(二) 校舎、校地の不足(表Ⅳ・Ⅴ)

表Ⅳ 老松国民学校校地・運動場

項	広
校 地	7,040坪
運 動 場	3,200坪
1 学 童 の 地 所 持 校 地	0.68坪
1 学 童 の 場 所 持 運 動 場	0.31坪
体 育 館	0坪

表Ⅴ 成功国民学校校地・運動場

項	広
校 地	4,171坪
運 動 場	2,594坪
1 学 童 の 地 所 持 校 地	0.67坪
1 学 童 の 場 所 持 運 動 場	0.41坪
体 育 館	0坪

右の表でわかるように、児童数に対し、運動場の広さは、老松国民学校は一、〇二平方米となり、成功国民学校でも一、三平方米で、到底体育的効果は望めない。又教室にしても、校舎の中は、すべて教室で、遊び場一つもなく、まして体育館は小さく区切られて教室になっている。それでも教室が不足して、両国民学校とも二部制の授業で、一年生、二年生は午前と午後に分かれて授業をうけている状態である。

表 VII 老松国民学校 校舎、教室数

名 称	数
1 弁 公 室	3
2 礼 堂	1
3 普通教室	71
4 特別教室	6
5 準備室	9
6 倉 庫	1
7 廁 所	8
8 保 健 室	1

表 VII 成功国民学校 校舎、教室数

名 称	数
1 校 長 室	1
2 弁 公 室	1
3 礼 堂	1
4 普通教室	78
5 特別教室	3
6 校 具 室	3
7 倉 庫	1
8 廁 所	1
9 保 健 室	1

(三) 経費の不足 (四) 施設、設備の不備

台湾と日本では、事情が異なるので数字だけではわからないが、老松国民学校の体育衛生費は、年額三六、九六〇元(日本の約三十三万円)、成功国民学校の体育衛生費は一ヶ月一、五五二元で、日本の一三、六〇〇円である。台湾の物価高からすると、この予算は大変に低いもので、多くの児童を抱えて、よくも運営出来るものだと思われる。従って体育の用具についても、次のようである。

老松国民学校

詳細な資料は得られなかったが、総計一一三件である。

これだけの用具と、設備では、到底好ましい教育が行われるわけにはゆかない。用具の状態も、マットは「ツギハギ」、ボールも一時間毎に空気を入れなければもたないものが多く、如何に苦しい管理状態であるかがえるのである。

その他、家庭にあつては、学校以上に悪い状態のものが多く、経済生活の程度の低さは、遊ぶ道具を買い与えるこ

表 VIII 成功国民学校体育用具

名 称	(日 本 名)	単 位	数
網 球 場	テ ニ ス ・ コ ー ト	処	1
足 球 場	サ ッ カ ー ・ ゴ ー ル ポ ス ト	付	1
排 球 網	バ レ ー ・ ネ ッ ト	領	1
網 球 網	テ ニ ス ・ ネ ッ ト	〃	1
羽 毛 球 網	バ ド ミ ン ト ン ・ ネ ッ ト	〃	1
鞆 鞆	ブ ラ ン コ	付	1
滑 梯	ス ベ リ 台	架	1
網 球 用 具	テ ニ ス 用 具	付	16
棒 球 用 具	野 球 用 具	〃	2
羽 毛 球 用 具	バ ド ミ ン ト ン 用 具	〃	1
跳 高 架	走 高 跳 支 柱	架	1
単 杆	鉄 棒	〃	5
跳 箱	と び 箱	個	4
接 力 棒	バ ト ン	支	20
そ の 他		件	5
合	計	件	61

となど、到底及びもつかないらしい。子供達は、日本の昔ながらの「陣取り競争」「鬼ごっこ」「石けり」等の遊びで、
 金のかからないものしか出来ないようである。更に、一夫多妻のような生活が、程度の低い家庭に多く見られて、産
 児制限の知識もなく、子供の出生率は極めて高く、一軒の家に十人位の子供がいるところが少くないし、老松国民学

表 IX

			6 才	7 才	8 才	9 才	10 才	11 才
身長	男	台湾	112.14	116.99	122.10	126.90	132.00	137.57
		日本	110.70	116.00	121.00	125.80	130.10	135.00
	女	台湾	111.04	116.12	121.36	126.97	132.28	137.80
		日本	109.70	115.00	120.10	125.20	130.20	136.30
体重	男	台湾	18.18	20.11	22.06	24.09	26.28	28.60
		日本	18.80	20.80	22.80	25.00	27.40	30.20
	女	台湾	17.50	19.58	21.49	23.73	26.13	29.23
		日本	18.20	20.20	22.40	24.70	27.40	31.80

校では、一軒の家から八人の子供が通つているところがあるそうである。一方中流以上の家庭では、上級学校進学を強要するための、「塾通い」等が日本とかわりなく、勉強の為に子供の時間は、遊びをしめ出して、机に向うことが多くなつてゐる。

その他、靴磨きの子供が多いのに驚かされるが、これらもすべて家計のためらしい。いづれにせよ子供の楽しい遊びは、大人によってとり上げられた感じがする。

以上の説明は、中華民国台湾の代表的国民学校と言われる老松国民学校と、成功国民学校の調査から得た資料にもとづくもので、これ以下と思われる学校が、数多く存在しているとみてよい。

従つて、児童、生徒の発育は当然好ましくないもので、参考までに民国五十三年（昭和三十一年）の統計資料と、同年の日本のものを比較すると次のようになる。（表Ⅹ）

此の結果からみると、中華民国の児童、生徒は、日本の児童、生徒に対して何れも身長において優れ、体重において劣つてゐることがわかる。これは長身細型の体型であつて、運動機能的には劣つてゐるとみられる。